

財団法人積善会寄附行為

第1章 名称及び事務所

第1条 本財団は財団法人積善会と称する。

第2条 本財団の事務所を神奈川県小田原市曾我岸148番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本財団は生計困難者に対する無料又は低額料金をもってする科学的な適正診療と医療社会事業、社会福祉事業並びに精神保健の研究及び公衆衛生の向上発達に資する諸事業を行い、以て社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条 本財団は前条の目的を達するために次に掲げる事業を行う。

- 1 社会事業病院及び診療所の設置と経営
- 1 介護老人保健施設の設置と経営
- 1 訪問看護事業、指定居宅介護支援事業及び指定訪問介護事業の運営
- 1 精神保健福祉研究所の設置及びこれに必要な調査研究
- 1 精神保健並びに福祉に関する相談・指導・啓発
- 1 公衆衛生向上に対する研究と助成
- 1 前各項に必要な人材の育成
- 1 その他本財団の目的達成に必要と認めるもの

第3章 資産及び会計

第5条 本財団の資産は次のものを以て構成する。

- 1 別紙財産目録記載の財産
- 2 寄附金品
- 3 事業に伴う収入
- 4 資産から生じる果実
- 5 補助金並びに助成金
- 6 その他の収入

第6条 本財団の資産は基本財産と運用財産に分ち、基本財産は次のものからなる。

- 1 財産目録記載の基本財産
- 2 前号の基本財産から生じる果実
- 3 基本財産に編入すべきものと指定又は議決された寄付金品
- 4 将来基本財産に繰り入れる金品

二、運用財産は前項以外のものとする。

三、基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本財団の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ知事の承認を受けて、その一部に限りこれを処分することができる。

四、本財団の経費は運用財産を以て支弁する。

第7条 本財団の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を以て定める。

二、資産のうち現金は郵便官署確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第8条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において

理事の3分の2以上の承認を得て、毎会計年度開始前に知事に届け出なければならない。
二、事業計画又は収支予算を変更する場合も同様とする。

第9条 本財団の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書、貸借対照表、収支計算書及び正味財産増減報告書とともに、監事の監査を経て、理事会において理事の3分の2以上の承認を得て、毎会計年度終了後2ヶ月以内に知事に報告しなければならない。

第10条 本財団の決算に於いて剰余金が生じたときは、理事会の議決を得てその全部又は一部を翌年度に繰越すか基本財産に編入するものとする。

第11条 本財団が借入金をしようとするときは、その会計年度内に償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第12条 第6条第3項及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第13条 本財団は理事会の議決を得て特別会計を設けることができる。

第14条 本財団の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

第15条 本財団に次の役員を置く。

- 1 理事長 1名
- 2 常務理事 1名又は2名
- 3 理事（理事長及び常務理事を含む）7名
- 4 監事 2名

第16条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 二、理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 三、理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。以下同じ。）又は企業の関係者の数が、理事の3分の1を超えてはならない。また、理事のうち、同一の業界の関係者の数が理事の2分の1を超えてはならない。
- 四、監事には、本財団の理事（その親族を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族の関係があつてはならない。

第17条 理事長は、本財団を代表し、会務を総理する。

- 二、常務理事は、理事長を補佐して常務を分掌し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 三、理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
- 四、監事は、民法第59条の職務を行う。

第18条 役員任期は2年とする。但し再任することは妨げない。

- 二、役員が定数に欠けた場合にはこれを1ヶ月以内に補充しなければならない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 三、役員は任期満了の後であっても後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第19条 役員には、報酬を支給しない。

- 二、役員には、費用を弁償することができる。

第20条 本財団の役員が本財団の名誉をき損し、又は目的趣旨に反する行為をしたときは理事の3分の2以上が出席する理事会において、その出席理事の過半数の同意により、これを解任することができる。

二、前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第21条 本財団に顧問及び参与若干名を置くことができる。顧問及び参与は重要な事項について理事長の諮問に応じる。

二、顧問及び参与の委嘱又は解雇は理事会の議決を得て理事長がこれを行う。

三、第一項の顧問又は参与は、特別委員会を構成することができる。

四、特別委員会の規約については別にこれを定める。

第22条 本財団に事務を遂行するに必要な職員若干名を置くことができる。

二、職員は理事長が任免し庶務に従事する。

第5章 理事会

第23条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の二種とする。

二、定時理事会は毎年2月及び5月に開催し、臨時理事会は随時必要なときこれを開催する。

第24条 理事会は、理事長がこれを招集しその議長となる。

二、理事長は、理事の2分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求のあった時は理事会を招集しなければならない。

第25条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければその議事を開き議決することができない。

二、止むを得ない事情のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前項の規定の適用については出席したものと見なす。

三、理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

四、理事会の議決事項に特別の利害関係を有するものは、その事項については議決に加わることができない。

第26条 理事会は、この寄付行為に別に定めのあるものの外次の事項を議決しなければならない。

- 1 諸規定の制定並びに改廃
- 2 その他理事長が附議した事項

第27条 理事会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- 1 開催の日時及び場所
- 2 理事の現在数
- 3 出席理事の数及び氏名（書面表決者についてはその旨を付記すること。）
- 4 議決事項
- 5 議事の経過及びその結果

二、議事録には、議長及び理事会において議事録署名人として選任した理事2名が署名押印しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

第28条 この寄附行為は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、知事の認可を受けなければ変更できない。

第29条 本財団は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の承認があったときは解散する。

第30条 本財団が解散するときに存する残余財産は、理事の4分の3以上の同意を得、国、地方公共団体又は本財団の目的に類似する目的を有する公益法人に寄付する。

第7章 雑則

第31条 この寄付行為の施行について必要な細則は、理事長が理事会に諮って定める。

附 記 平成13年 9月 4日 変更